

# 減免の対象となる方の申請について

## 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者**が死亡した世帯の場合

減免の該当要件	医師の死亡診断書によって、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡が確認できること。
減免月数	令和2年2月～令和3年3月の保険料(14ヶ月)の全額
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料減免申請書 ※HPから印刷できます</li> <li>・医師の死亡診断書(写)</li> <li>・主たる生計維持者であることが確認できる書類(確定申告書・源泉徴収票など)</li> </ul>

## 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者**が重篤な傷病を負った世帯の場合

減免の該当要件	医師の診断書によって、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負ったことが確認できること。
減免月数	令和2年2月～令和3年3月の保険料(14ヶ月)の全額
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料減免申請書 ※HPから印刷できます</li> <li>・医師の診断書(写)</li> <li>・主たる生計維持者であることが確認できる書類(確定申告書(写)・源泉徴収票(写)など)</li> </ul>

## 3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**組合員**の収入が前年に比べ10分の3以上減少する見込みである世帯

減免の該当要件	新型コロナウイルス感染症の影響により組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。								
減少率による減免月数	<p>令和2年2月～令和3年3月のうち、下表に掲げる月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減少率</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上</td> <td>14ヶ月</td> </tr> <tr> <td>40%以上50%未満</td> <td>10ヶ月</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満</td> <td>7ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	減少率	月数	50%以上	14ヶ月	40%以上50%未満	10ヶ月	30%以上40%未満	7ヶ月
減少率	月数								
50%以上	14ヶ月								
40%以上50%未満	10ヶ月								
30%以上40%未満	7ヶ月								
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料減免申請書 ※HPから印刷できます</li> <li>・事業収入等実績及び見込表 ※HPから印刷できます</li> <li>・令和元年の収入がわかる書類 確定申告書(写)、給与収入のみ方は源泉徴収票(写)</li> <li>・令和2年1月から申請月の前月迄の収入がわかる書類 売上帳簿(写)や税理士等が作成する資料又は給与明細書(写)等(場合によって必要な書類)</li> <li>・保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類</li> </ul>								

## 4. 申請先

各総合事務所(銀座・恵比寿・新宿・池袋・立川)

## 5. 申請方法

- (1) 申請書等を当組合ホームページより印刷し、必要箇所を記入。
- (2) 添付書類と一緒に上記の管轄総合事務所へ郵送もしくは各総合事務所の受付窓口で申請して下さい。

※印刷環境のない方は申請書等を郵送しますのでご連絡ください。

東食国保ホームページ: <https://www.toshoku-kokuho.or.jp/>

## 6. 申請期限 **令和3年2月末日**

## 7. お問い合わせ先

銀座総合事務所	TEL.03-3542-0161	FAX.03-3542-0164
恵比寿総合事務所	TEL.03-5458-1631	FAX.03-5458-1634
新宿総合事務所	TEL.03-3363-3791	FAX.03-3363-6826
池袋総合事務所	TEL.03-3984-6701	FAX.03-3590-2909
立川総合事務所	TEL.042-524-7020	FAX.042-528-2768
組合本部(業務部)	TEL.03-3404-0123	FAX.03-3404-6159

※ 当団体機関紙「東京の食品界」(令和2年6月25日号)及びホームページにも掲載しています。

また、厚生労働省の作成例による周知用のリーフレットも同封しております。